

計画等の案の概要

名称	静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針の一部改正案		
公表するもの	静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針の改正案		
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和8年1月30日(金)～令和8年2月20日(金)
担当課等名	健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 電話番号 054-221-2960		
総合計画における位置づけ	2 安心して暮らせる医療・福祉の充実 2-2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり		
審議会等の名称	－		
1 趣旨	<p>特別養護老人ホームへの入所については、平成15年度に静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針を制定し、その後、平成29年度に大幅に改正を行い、適正な入所に努めてきました。</p> <p>しかし、最終改正から8年が経過し、「介護」を取り巻く状況が変化していることなどから、優先入所指針の見直しを行います。</p>		
2 骨子			
(1) 改正の概要	<p>標記指針中、入所申込者評価基準の介護者等の状況について、介護を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）が、安心して学業等に取り組める環境を迅速に確保するために、ヤングケアラーが主たる介護者となっているケースの入所の優先度が高くなるよう、ヤングケアラーを介護者としてみなさないこととする見直しを行います。</p>		
(2) 施行日	令和8年4月1日（予定）		